

「ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取」併催イベント実施業務委託公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、「ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取」併催イベント実施業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとする者が提出する企画提案書等を審査し、契約の相手方（以下「受注者」という。）を選定する手続きについて必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

「ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取」併催イベント実施業務委託

(2) 業務の目的

「防災推進国民大会 2026 in 鳥取（通称：ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取）」での、県主催の併催イベントエリアにおいて、県内外からの来場者・出展者に向けた、鳥取県の食・産業のPRや、防災訓練・各種イベント体験等、世代を問わず誰もが楽しめ、防災への関心を高めることのできるイベント企画運営を行うものである。

(3) 業務の内容

別添「「ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取」併催イベント実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする

(4) 業務の期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

(5) 予算額

金 35,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、この金額は予算額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同事業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年3月23日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより16の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに16の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

- カ 過去5年間に国又は地方公共団体が実施する来場者5,000名以上の全国規模のフォーラム、シンポジウム又はイベント等の企画運営業務を瑕疵なく履行した実績を有する者であること。
- キ 本件調達公告に示した業務を業務の期間内に確実に履行できる者であること。
- ク 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。
- ケ 発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同事業体に関する資格及び条件

- ア 各構成員が(1)アからオ、キ、ク、ケのすべてに該当すること

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和8年3月23日(月)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより16の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに16の場所に必ず連絡すること。

- イ 構成員に(1)カに該当する者を1以上含むこと

- ウ 共同事業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること

- エ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同事業体の構成員ではないこと

- オ 次の事項を定めた共同事業体結成に係る協定を締結していること

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立および解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(テ) 代表者の変更

(ト) 解散後の契約不適合責任

(ナ) 解散後の著作権

(ニ) 協定書に定めのない事項

3 本プロポーザルの募集方法

この実施要領を、令和8年3月18日(水)から同年4月16日(木)までの間、鳥取県公式サイト「とりネット」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/324682.htm>)に掲載する。

4 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間

本プロポーザル調達の公告日から令和8年3月26日(木)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法

質問書(様式第1号)に記入の上、15の場所に電子メール又はファクシミリにより提出すること。
※ファクシミリ又は電子メールを送信する際には、件名に「「ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取」併催イベント実施業務委託」と記載すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、企業名及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年4月2日(木)までに随時、鳥取県公式サイト「とりネット」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/324682.htm>)上にて公開する。

5 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとするものは、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 提出書類

ア 単独事業者

- (ア) 参加表明書(様式第2号)
- (イ) 公募型プロポーザル参加資格確認書(単独事業者)(様式第3号)
- (ウ) 事業者概要及び事業実績(様式第5号)

イ 共同事業者

- (ア) 参加表明書(様式第2号)
- (イ) 公募型プロポーザル参加資格確認書(共同事業者)(様式第4号)
- (ウ) 事業者概要及び事業実績(様式第5号)
- (エ) 共同事業者同意書(様式第6号)

(2) 提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年4月6日(月)の午後5時15分まで

イ 提出場所 15の場所

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

なお、提出期限までに到着したものに限り受け付けることとし、郵送又はファクシミリによる場合は、あわせて15の場所に電話連絡すること。

また、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、送付すること。

※本プロポーザルへの参加は、(1)に掲げる有効な書類提出をアの期限までに提出した者に限る。

6 企画提案書の提出

(1) 提出資料

【共通】

- ア 企画提案書(様式第7号)
- イ 個人情報の管理に係る申告書(様式第8号)(※共同事業者の場合は構成員全てのもの)
- ウ 仕様書に基づく具体的な提案内容(冊子等により提出すること)
- エ 業務準備・実施スケジュール

オ 業務準備・実施体制等

カ 業務受託見積書（1の（5）に示す予算額の範囲内で作成し、積算内訳を明記すること。なお、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。）

【単独事業者の場合】（連携をとる事業者があれば共通資料に加え、次の資料も提出すること）

キ 連携体制のわかるもの

【共同事業者の場合】（共同事業者の場合は、共通資料に加え、次の資料も提出すること。）

ク 共同事業者協定書（予定案で可、付録参照）

ケ 構成事業者の事務分担のわかるもの

（2）提出受付期間、提出場所及び方法

ア 受付期間 令和8年4月16日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出場所 15の場所

エ 提出部数 正本1部、副本6部 計7部

オ 提出方法 持参又は郵送（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない）

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、受付期間最終日の午後5時15分までに必着のこととし、あわせて15の場所に電話連絡すること。

（3）提出に係る留意事項

ア 制作物（HP、チラシ、ポスター、CM など）についての提案は、実際の制作物がイメージできるものとする。

イ 用紙サイズはA4版（必要に応じてA3版の折り込みも可とする。）用紙とし、（1）ア以外の書類については、様式、枚数ともに任意とする。

ウ 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等についての追加資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

エ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効にすることがある。

7 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について審査を行うため、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。詳細は、企画提案書を提出した者に別途連絡する。

（1）日時

令和8年4月下旬予定

（2）その他

ア 開催日時、集合時間及び会場等は、別途参加表明者に通知する。

なお、プレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

イ プレゼンテーション持ち時間は20分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を別途設ける

ウ プレゼンテーションは、6（1）の提出資料（紙資料）のみでの実施とする。

8 審査会の設置

(1) 審査会の名称

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（「ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取」併催イベント実施業務委託公募型プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）

(2) 構成人数

審査委員の数は5名とし、県職員以外の有識者を2名以上含むものとする。

(3) 審査の進め方

提出された企画提案書等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答等を受けて、9に基づいて審査する。

9 評価方法

企画提案書等の評価は、審査会において、別添「「ぼうさいこくたい2026 in 鳥取」併催イベント実施業務委託公募型プロポーザル評価要領」に基づき行う。

(1) 各審査委員が、評価項目について評価採点し、その点数を合計することにより提案者の得点を算出、最も得点の高い者を最優秀提案者とし、以下、合計点の多い順に順位付けを行う。ただし、各審査委員の合計点の平均点が60点未満となった提案者については、選定対象外として順位付けは行わない。

(2) 審査員5名の合計点が同点であった場合は、見積書の金額等も考慮した上で、審査委員の協議により決定するものとする。

10 審査結果の通知

(1) 審査結果は、令和8年4月下旬を目処に提案者全員に文書で通知する。

(2) 通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

(3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結

9により最優秀提案者として選定された者と、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更など、契約締結について協議を行った上で、見積書を徴して契約を締結する。

なお、協議が不調のときは、企画提案書の最終審査により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

12 契約保証金

受注者は、契約保証金として本業務に係る委託料の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 全体スケジュール

- | | | |
|------|----------------------|---------------------------------------|
| (1) | 令和8年3月18日(水) | 本プロポーザル公募開始 |
| (2) | 令和8年3月23日(月) 正午 | 競争入札参加資格申請期限
(競争入札参加資格者名簿に登録がない場合) |
| (3) | 令和8年3月26日(木) 午後5時15分 | 質問事項提出期限 |
| (4) | 令和8年4月2日(木) | 質問事項に対する回答期限 |
| (5) | 令和8年4月6日(月) 午後5時15分 | 参加意思表明書等提出期限 |
| (6) | 令和8年4月14日(火) | 参加資格確認結果通知 |
| (7) | 令和8年4月16日(木) 午後5時15分 | 企画提案書等の提出期限 |
| (8) | 令和8年4月下旬予定 | プレゼンテーションの実施 |
| (9) | 令和8年4月下旬 | 審査結果の通知、契約協議開始※見積依頼 |
| (10) | 令和8年4月下旬～5月上旬 | 契約締結 |

14 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。
 - ア 2の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。
 - イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。
 - ウ 5の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び提出期限の最終日の午後5時15分を過ぎて企画提案書が提出された場合。
 - エ 審査の公平性を害する行為があった場合。
 - オ 1の(5)に示す予算額を超える業務受託見積書が添付されている企画提案書が提出された場合。
- (2) 参加費用等
本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書の取扱い
 - ア 提出後、企画提案書の加筆修正は認めない。
 - イ 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに15の場所に連絡するとともに文書で通知すること。
- (5) 著作権の取扱い
 - ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 発注者は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となる。

(7) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受託業者を選定するために実施するものである。したがって、契約締結後の業務においては、必ずしも 9 により最優秀提案者として選定された者の提出した企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。

(8) 9 により最優秀提案者として選定された者との契約の締結に当たり、契約書を作成するものとする。

また、9 により最優秀提案者として選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、鳥取県との契約関係を生じるものではない。

(9) 公正性・中立性を確保するため、審査員に事前に働きかけ等を行なった者については失格とする。

(10) 予算の議決に関する取扱い

鳥取県議会令和 8 年 2 月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかったときは、受注者の決定は行わないものとする。ただし、予算の議決が審査会の開催日以降となる場合は、予算が成立した後に受注者の決定を行うこととする。

(11) その他

ア 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

ウ 各書類の提出先である 15 の場所は予告なく変更する場合がある。変更があった場合は、3 の記載のホームページに変更内容を掲載する。

15 本プロポーザルに関する問合せ及び各書類の提出先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県危機管理部危機管理政策課

電話番号 0857-26-7498 / ファクシミリ 0857-26-8139

電子メール kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp

16 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話番号 0857-26-7431